

解題

『当家要伝』全一卷は、日隆聖人（一三八五—一四六四）の著述の一である。本抄は、真蹟本が尼崎市本興寺に格護されており、著作年月に関する記事はみられないが、筆蹟の上からか、故株橋日涌先生は、永享八年（一四三六）より文安三年（一四四六）の間の著述の内に分類されている。（『日隆聖人教学の序説』（『桂林學叢』第四号三九頁）すなわち本抄の筆蹟は現存の隆師の著述の中では比較的早い時期のものと思われる、しかも速筆であり、所々に消去や字句挿入などの訂正がみられる点で、『私新抄』との類似性があると言えよう。

本抄の名称は、日隆聖人の親撰ではなく、本興寺二十八世日頭上人（一六三二—一六九二）によって付されたものであり、そのことは真蹟本の条簡（目次）の前に書き込まれた頭師の記事によって明らかである。頭師は、当時存在した写本を参照しつつ「当家要伝」と名付けたという（本書七頁）。後述の如く、本抄の分量は少ないが、内容的には当家教学上の基本的な立場を述べるもので、そのような観点からの命名であろうと考えられる。

頭師の奥書によれば、本抄はもと閉本（縫本）であったが、裏打をした後、卷子本としたという（本書四九頁）。貞享二年（一六八五）正月八日のことであった。周知の如く、頭師は貞享元年末

より貞享三年正月にかけて、本興寺藏の日隆聖人に直接関わる著作等の文献（いわゆる御聖教類）を修獲するについて中心となったのであるが、本抄の軸表紙装幀の費用は大坂の丁子屋又兵衛（伝未詳）なる信者の寄進によったのである。

本抄の内容は、隆師自筆の条箇によれば六箇条となつてゐるが、本文中の標題によれば七箇条となる。すなわち、

- 一、信解行証の事
- 二、三慧・四智の事
- 三、神力・囑累、惣・別付囑の事
- 四、一部八巻俱に下種と作るな耶
- 五、本門寿量品の首題の事
- 六、首題と一念三千との不同の事
- 七、本・迹の觀心の事

が、それである。以上の中、第四の標題が条箇には採りあげられてなく、またその表現の仕方その他六項目とは異つてゐる。その上、註記（一）のように、以上の条箇の他、更に四箇条の標題が一度記された後に消去されている。但し、それに対応する本文は記述されておらず、以上の事がらは本抄の成立ないしは隆師の著述全体の成立について、なお考へるべき問題を含むものと言えよう。

本抄にとりあげられた七箇条は、それぞれ日蓮教学上の基本的な立場に関わる重要な問題であり、それらについての隆師の識見が示されている点で、隆師の教学思想研究上、重要な資料であ

る。ただし、例せば「神力・囑累、惣・別付囑の事」に示された惣・別の配当は、『私新抄』などに記された場合の議論とは、立論の仕方が同じであっても表現が異なり、所付の人を主としていながら惣持滅後、流通意別の法義によって、神力―惣付、囑累―別付と分別されている点などは、普通の解釈と異なるようにみられるおそれがあるので注意を要する所である。このことは、本抄の内容も必ず他の隆師の著述との比較・対照の上に理解しなくてはならないのであり、本抄だけを以て直ちに隆師の法義のすべてと考えてはならないことを示すものと言えよう。

なお、本抄も、宗祖御遺文を能照とする方法によって貫かれており、本尊抄・開目抄をはじめ二十三書の引用がみられる。注意すべきこととしては、日像門流の口伝が詳しく記されている場合のあることと、越後本成寺（京都本禅寺）のいわゆる陣門流の義に言及していること、更には隆師の他の著述とは異って本抄には日存聖人の名がみえず、日道聖人の義のみが二箇所引用されていること、などが挙げられる。

以上の如く、量的には小部の著述でありながら、内容的に種々の注目すべき点を有するのが本抄の特色で、隆師研究ないしは日蓮教学研究において重要な文献資料であることは明らかであるといえよう。ちなみに、管見において本抄はこれまで活字とされたことはないようであり、本文の読み如何の問題と併せて古写本の探求が、今後の課題である。

（大平宏龍）